

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書

令和5年度第3回高齢者福祉専門分科会

開催日時 令和5年10月6日(金)

午後6時30分～午後8時30分

開催場所 第二庁舎6階 会議室1

会議の名称	令和5年度第3回高齢者福祉専門分科会
出席者	<p>委員： 大森委員，加藤委員，篠原委員，滝山委員，中川委員，藤井委員 松田委員，山田（篤）委員，山田（智）委員，中村委員</p> <p>事務局： 松本保険制度担当部長 〈介護保険課〉中瀬次長，工藤主幹 〈長寿社会課〉鳴海課長 〈長寿社会課地域包括ケア推進係〉田村課長補佐，上出主査 〈長寿社会課地域支援係〉伊藤主査，齋藤，金平</p> <p>オブザーバー： 株式会社ぎょうせい 木戸氏</p>
傍聴者数等	0人（公開）
議事の内容	<p>審議事項第1号 第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について</p> <p>審議事項第2号 介護給付適正化主要5事業の見直しについて</p> <p>審議事項第3号 介護サービス利用者負担軽減制度について</p> <p>審議事項第4号 家族介護用品購入助成事業について</p>
審議内容及び主な意見等	<p>（開会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から，議題，資料についての説明を行い，議事の進行を会長に依頼した。 ・会長から，本日の出席委員が13名中10名となっており，専門分科会の定足数である過半数に達していることから，会議を開会する旨を宣言した。 ・会長から，会議録確認委員について，藤井委員を指名した。 <p>（議事開始）</p> <p>審議事項第1号 事務局から，審議事項第1号「第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について」を資料に基づき説明。</p> <p>〔会長〕 審議事項第1号について，意見，質問があれば発言いただきたい。 まずは「1 介護サービス基盤の計画的な整備」について意見・質問はあるか。</p> <p>〔A委員〕 担当ケアマネジャーがいる方が入院された場合は割とスムーズに医療機関から地域包括支援センターや事業所に情報が入るそうだが，ケアマネジャーがいない方の場合に，情報を教えていただける医療機関と，そうではない医療機関があり，そこは地域包括ケアシステムの連携の課題だと聞いたことがある。その課題は，この中でどこに該当するのか，この方針の中には入っているのか，質問したい。</p> <p>〔事務局〕 ご説明させていただいた内容は，今回，国から「新たに充実して記載する事項」として追加された項目であるため，在宅医療・介護連携に関する内容は含まれていないが，第9期計画においては引き続き取り組む事項と考えるため，お話いただいたような状況があるとすれば，市として取組を検討していきたいと考えている。</p> <p>〔B委員〕 2点質問したいが，まずは1ページの人口推計について，「2022年をピークに既に減少傾向が見られている」とのことだが，2023年はまだ1年終わっていない</p>

状況の中、既に9月の段階で人口が減っていると把握されているのか。その原因が死亡によるものか、転居によるものか、その辺りは把握されているか。ピークが3年早まったことについての根拠はあるか。

[事務局]

「2022年をピークに既に減少傾向が見られている」と記載したのは、これは住民基本台帳の年齢別人口から集計しており、2022年と2023年の同月を比較すると、いずれの月においても高齢者数は減少している。これまで同月の比較では確実に高齢者数は増加していたため、2022年をピークに減少段階に入っていると考えている。ピークが早まった要因について明確にはわからないが、直近の住民基本台帳から改めて集計し、このような数値を出している。

[B委員]

もう一点は、2ページの複合サービスにおいて、「国の方でまだ詳細が決定していないことから、市としては現段階において整備予定はありません」と言い切っているが、これは国の方向性が変われば、それに応じて対応を変えていくということになるのか。それとも現段階で、既に9期計画で整備予定はないというか。

[事務局]

複合型サービスについては国の方で審議中であるため、本市の9期計画に盛り込むことは難しいと考えている。ただ、在宅生活を支えるサービスとして、訪問系サービスや通所系サービス、地域密着型サービス等については、市民のニーズや事業所の意向などを把握し、在宅サービスの充実に向けた検討を行っていきたいと考えている。

[C委員]

複合型サービスというのは具体的にはどのようなサービスになるのか。

[事務局]

国の方で考えている複合型サービスというのは、訪問系サービスと通所系サービスを同一事業所で提供するものであり、介護人材の有効活用につながり、利用者にとっても訪問・通所を合わせて総合的なサービス提供を受けられるサービスとなる。ただ、既存の訪問サービス、通所サービス、小規模多機能型居宅介護サービス等との住み分けなどの課題もあり、議論がされている。

[B委員]

小規模多機能型居宅介護サービスは訪問と通所と泊まりの3つを包括的に運営する事業であるが、新たなサービスでは、訪問と通所を組み合わせる包括的に事業を実施することを検討している。国としては、訪問事業のみを実施するとコストが掛かるため、包括的に事業を運営し、費用を抑えたいという意図がある。

[D委員]

ただ心配なのが、地域包括支援センターのケアマネジャーは現在も非常に大変である。今の話では、更に負担が増えるのではないか。医療専門職がケアマネジャーをサポートするだろうが、やはりケアマネジャーが中心だと思う。

[事務局]

ケアマネジャーは全てのサービス調整に関わっており、新たなサービスが加わることで負担が増える可能性はあると思われる。先ほど、地域包括支援センター、ケアマネジャーの負担軽減についても説明したが、利用者へのサービス提供においてもケアマネジャーの負担軽減は重要な部分になると思うため、引き続き検討していきたいと考えている。

[E委員]

人口推計について、高齢者数のピークは2022年とのことだが、後期高齢者数のピークというのは推計されているのか。国と同じで65歳から74歳までの高齢者数は2022年がピークということか。

[事務局]

65歳以上の全ての高齢者数が2022年にピークを迎えたのではないかとということである。また、後期高齢者人口のピークは2028年となっている。8期計画の推計では2031年だったのが、3年前倒しになりそうということになる。

[E委員]

後期高齢者になると要介護者が増えてくるため、そこは入れた方が良いのかなと思う。死亡者数が年間で約5,000人であるが、何歳頃がピークなのか、90歳くらいで一つのラインがあるのかと思うが、それまでの間にどのようなサービス利用の特徴があるのか等によって、サービス基盤の計画が見えてくるのだろうと思う。「人生100年時代」というキャッチコピーもあるため、どんな年齢層の高齢者であってもイメージが湧くような感じで推計人口について書かれていると良いと思う。

[F委員]

前回の分科会でも介護職員の確保に関する内容があり、今回も外国人材の活用について色々書かれているが、実際にそんなに上手くいくものか。一番心配するのは、やはり自分も歳をとって、いずれお世話になるが、人材がいなければどうするのだろうかと思っている。先日も新聞の一面に、介護人材確保が大変だという記事が出ており、旭川市もどうするのかと思い、読んでいた。何か具体的な対策をとってほしい。

[事務局]

介護人材不足の課題はどの市町村においても同じような悩みを抱えており、離職防止の取組、外国人材の介護助手の活用などの対策を実施しているが、どこまで効果があるのかについては厳しい状況がある。人材確保だけでは難しい部分があるため、介護ロボットやICTの活用などを進めていくことも必要であり、様々な取組を並行して実施していきたいと考えている。

[F委員]

東川町では、町で学校を作り、将来を見込んでやっているようだ。

[事務局]

今年度から旭川市立大学が介護福祉士の養成校になったため、人材を上手く活用しながら、市内に残ってもらえるような方策も考えていかなければならないと考えている。

[F委員]

旭川大学が公立大になったのだから、そういう科を作って養成したらよいのではないか。大学でなく、短大の方でも良いと思う。

[A委員]

介護福祉士の養成が短大から大学に移り、併行して資格を取れるようになった。

[F委員]

昔は医師を確保するために国が自治医大を作り、地域医療に貢献できるようにやっていた。今もそういう大学があると思う。介護についても、国でそういう学校を作り、介護職に就いたらお金を免除するなどの方策をとったら良いのにとと思う。

[事務局]

前回、B委員から話があったとおり、市内に残ってもらうためには金銭的な部分での補助なども考えられる。財源的な課題はあるが、検討課題として取り組んでいかなければならないと考えている。

[B委員]

具体的には、市町村が奨学金を負担して、市内に戻って就職したら免除するなどの方法も考えられる。

[C委員]

それでも、働く現場としては、いくら人材確保しようとしても、学校を作っても、人は来ない。学校が成り立たないのではないか。受け入れる現場が改善されなければ、生徒が来るわけがない。働き方改革と言いながら介護現場は改革されていない。他の分野に比べてかなり遅れていると感じる。その辺りが改善されれば、もっと従事者数が増えるわけだが、それをしないで周りだけやっても何も解決しないのではないかと思う。

[事務局]

介護人材確保については、働きやすい現場を作っていくことが必要であるし、若い世代の方が介護職を選ぶのかという点では、介護職のイメージの問題も関係していると思われる。養成校があれば入るのかと言ったら、そうではないため、介護の魅力を伝えたり、理解を促進するようなイメージアップの取組も必要と考えている。今年度は、介護人材確保対策連絡会での意見を踏まえ、介護の魅力アップを目的としたイベントを実施する予定である。そのような取組も実施していきたいと考えている。

[会 長]

少子化で高校生も少なくなっており、山ほど色々な職種がある中で、ある職種にどんどん人が増えていくということは考え難い。介護人材が増えれば良いが、現状から考えると難しいと思う。

[会 長]

次に「2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」について意見・質問はあるか。

[E委員]

3ページのヤングケアラーについて、旭川市はどのようにヤングケアラーの存在を把握しているのか。どのような原因があるなどの実態把握はされているのか。

[事務局]

ヤングケアラーの担当部署は子ども総合相談センターであり、子どもに関するあらゆる相談を受け、養育困難な家庭への支援も実施している。ヤングケアラーというのは、例えば、親が疾患や障害を抱えており、子どもが家事を行ったり、下の子の面倒をみななければならない、学校にも行けない状況になったりなど、様々なケースがある。そのようなケースを把握した場合、家庭訪問を行ったり、必要なサービス利用につなげている。今年度、ヘルパー派遣事業を開始しているが、ケースの特性から、なかなか支援に繋がりにくい状況があり、実績はまだ無いことを聞いているが、困難ケースの特性も踏まえ、ケースを把握し、担当機関に繋げていくということを連携して取り組んでいきたいと考えている。

[E委員]

潜在化しやすい事例をどのように把握するのかというところで、まずつながることがとても大事だと思うため、どのくらいの人数がいるのかを市民としては知りたい

ところだと思う。また、それと同じように高齢者虐待についても「PDCAサイクルを活用して～」と書いてあるが、虐待の相談件数、どのような状況で発生しているなど、どのように実態把握しているのか。

[事務局]

高齢者虐待の実態も十分把握できていない状況があるため、どのような人が虐待に至りやすいのか等を把握することで支援につながっていくと思うため、まずは実態を把握し、課題を整理した上で、何に取り組んでいくのかを考えていく必要があると考えている。

[E委員]

第9期としては、まずは潜在化しないように実態を把握するということに重点を置くということになるか。

[事務局]

そのように考えている。

[C委員]

家族介護者支援というのはヤングケアラーだけでなく、複合的な課題を抱えた世帯が入ってくると思う。実態把握がなければ何の解決もできないため、このような実態をできるだけ早く把握していただきたいと思う。

[G委員]

今の話に付け加えて聞きたいが、現在、地域まるごと支援員が8名いて、市と社会福祉協議会が連携して事業を実施している。地域まるごと支援員は、この計画の中で、どの位置づけでみているのかを聞きたい。

[事務局]

地域まるごと支援員というのは、お話があったとおり、分野に関わらず、複合化した課題を抱えた世帯も全部含めて、総合的に相談を受け、様々な部署と連携しながら支援するものである。高齢者や介護に関する相談についても、まるごと支援員への相談をきっかけとして、地域包括支援センター等と連携した支援を実施することになる。

[G委員]

地域まるごと支援員は地域包括支援センターに含めて考えるのか、別個として考えるのか。前回の会議で、まるごと支援員を8名から増やしたい方向であるとの話も聞いたため、活用したら良いという思いで質問させてもらった。

[事務局]

これまでの8期計画において、地域まるごと支援員の取組については記載しているため、9期計画においても取組内容の中に記載したいと考えている。

[H委員]

高齢者虐待の相談窓口としては「介護119番」があり、病院関係者からも相談させてもらうことがある。ヤングケアラーについては、病院で把握してもあまり連絡する場所がない。高齢者虐待と比較するとヤングケアラーの把握はそれほど多くはないが、年に数件はあるため、相談窓口としてはどこに連絡したらよいのか。

[事務局]

ヤングケアラーや児童虐待の相談先としては、子ども総合相談センターとなる。産科や小児科とはよく連携をとっており、受診時に気になる言動や様子があれば相談いただいているが、他科となると、相談窓口として子ども総合相談センターが浸透

していない部分はあると思う。

[H委員]

子ども総合相談センターは児童虐待を受けている側の相談窓口という印象が強く、ヤングケアラーの相談窓口という認識は薄いかもしれない。

[事務局]

ヤングケアラー自体があまり認識されていない可能性があり、相談窓口を含め、周知していく必要があると考えている。

[C委員]

3ページの「地域包括支援センターの機能と居宅介護支援事業所等を分担することで」との記載があるが、どのように分担するのかを教えてほしい。

[事務局]

これまでは地域包括支援センターを運営する場合、指定介護予防支援事業所というものを引き受け、介護予防の要支援者のケアマネジメントを担っていた。その業務を地域包括支援センターから各居宅介護支援事業所に委託する場合があります、関係性を作りながら実施していた。それが今後は、各居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として指定を受けることができるようになり、市と直接契約することになる。

[D委員]

地域包括支援センターを経由しなくても良くなるということか。

[事務局]

そのとおりである。ただ、地域包括支援センターの関与も一定程度残すというような記載もあり、それがどのようなかたちになっていくのかは今後示されることになる。

[D委員]

3ページの上に「必要な支援につなげる取組を進めます」とあるが、例えば、「〇〇連絡機関」を作り、そこで情報交換をするなど、そんなふうには書けないのか。今までも連携をとっていたのだらうと思う。

[事務局]

地域包括ケアという考え方においては、各機関が直接支援するということには当然限界があり、それを地域の方と連携して、例えば地域包括支援センターが直接支援しなくても、支援できる体制を整えられるということである。先ほどの実態把握の話で出ていたが、例えば、病院で把握した方がいたら、その方の状態像や必要な支援について、地域で共有し、支援につなげる。個別の支援を構築し、各機関の連携を強化していくという考え方である。

[G委員]

例えば、モデル地区のようなところから進めていく考え方ができないか。一斉にやろうとすると、ぼやけてしまう。モデル地区から進めば、他の地区も参考として増えていく。

[B委員]

要するに、今までは要支援者の窓口は地域包括支援センターだったのが、令和5年度の法改正によって、居宅介護支援事業所でも窓口として受け入れられるようになった、そのような改善に向けた動きだと思う。

[事務局]

相談窓口としてはこれまでどおりであるが、あくまでケアマネジメントの契約としては居宅介護支援事業所が直接契約できることになる。高齢者を対象とした相談窓口としての機能はこれまでどおりである。

[会 長]

次に「3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」について、先ほども意見等が出ていたが、他に意見・質問はあるか。

[会 長]

外国人介護人材の参入促進というのは、どのようにやるかが問題だと思うが、市内の事業所では実際に働いている外国人がいるのではないか。その成功例などは把握できているのか。

[事務局]

介護サービス事業所実態調査において、外国人材の雇用に関する項目があり、市内では約5%の事業所が外国人材を雇用している。雇用促進のためには、成功事例について市内の事業所と共有することも取組の一つとして考えている。外国人材を雇用するにあたっては、色々な制度上の問題、雇用に関する不安があり、そこが課題になってくると思うため、情報提供や成功事例共有などの取り組みを進めていきたいと考えている。

[I 委員]

6ページにある「介護助手」というのは、そのような職種があるのか。介護福祉士とは別に、介護助手という資格があるのか。看護師であれば、正看護師と准看護師がある。

もう一つは、住民主体の担い手というのはボランティアという意味なのか。

[事務局]

ボランティアの場合と、有償ボランティアの場合もあるが、住民主体の担い手としては、無償というよりは、どちらかという和有償ボランティアの方が近いと考えている。

[I 委員]

色々な手段を使って担い手を確保するのは良いことだと思う。

[事務局]

介護助手については、そのような資格はない。逆に言うと、介護福祉士などの資格を持っている方は介護専門職になるが、資格がなく、介護の仕事を補助的に行うような方の通称として「介護助手」という言葉を使っている。

[I 委員]

それは法的に問題ないのか。

[事務局]

国の方でも「介護助手」という言葉を使っている。

介護助手は、介護業務をするのではなく、その周辺業務をする。例えば、食事の配膳、洗濯、布団を畳むなど、専門職でなくても、他の方ができる周辺業務をする方を「介護助手」と言っている。

[B 委員]

訪問介護は資格がなければできないが、施設系サービスは無資格・未経験でも仕事ができる。ここで言っているのは、役割を分担させて、直接介護に関わらない仕事

	<p>について、人材を集めて担ってもらおうということで「介護助手」という名称が出てきたのだと思う。</p> <p>[I 委員] ヤングケアラーの話に戻るが、私は学校教育に携わる者であり、高校の進学率は97%近くになっている。学校教員の協力を得て、ヤングケアラーの実態調査ができるのではないかと思う。</p> <p>[事務局] ヤングケアラーの実態把握については、潜在的なケースを把握するという点から、学校現場の調査をすることも一つの方法だと思うため、担当部署と連携しながら考えていきたい。</p> <p>[I 委員] 学校の先生は生徒と接しているため、そういう点から掌握できるのではないかと思う。それから、学校にはボランティアクラブもあるため、高校生が住民主体の担い手になるということも考えられると思う。</p> <p>[会 長] 他になければ、第9期計画の策定について、本日の皆さんの意見を参考として進めていただくとこととし、審議事項第1号について事務局提案内容で了承したことについて宜しいか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>審議事項第2号</p>	<p>事務局から、審議事項第2号「介護給付適正化主要5事業の見直しについて」を資料に基づき説明。</p> <p>[会 長] 審議事項第2号について、意見、質問があれば発言いただきたい。</p> <p>[会 長] 医療情報との突合・縦覧点検は、4万件実施して不備件数が205件とのことだが、4万件実施するというのは相当なことではないか。</p> <p>[事務局] どのような部分をチェック点検しているかということ、例えば、本人が入院しているにもかかわらず介護用品レンタルの請求が上がってきている、介護サービス利用の請求が上がってきている場合がある。そのような場合は、事業所の方に確認させていただくという内容が主となっている。</p> <p>[会 長] それから、介護給付費をお知らせするという事は、自分がどれだけ利用しているかわかるため、有効な方法だと思うが、費用対効果が悪いということか。</p> <p>[事務局] 参考資料として「給付費通知」の内容を付けさせてもらったが、月ごとに、何のサービスを何回利用したのか、その中で利用者が負担をした金額などを記載している。ただ、現物支給している住宅改修、福祉用具購入の部分などはこちらに掲載することができず、全ての内容が記載されているというものではない。また、毎月、居宅サービスを利用されている方であれば、居宅介護支援事業所からケアプランが示され、月ごとに請求があり、事業所から示される場合もある。そのような点から、介護給付費通知の取扱いについては、医療費通知とは異なる部分があるのでは</p>

ないかと考えている。

[E 委員]

ケアプランの点検について、16事業所のうち91事例を点検したということだが、ケアプランにはどのような課題があるのか。自立支援を念頭に置いたケアプランになっているのかという視点では、新たな取組で医療等専門職の多職種の間与によるケアプランの検証もあり、介護給付費を下げていくという点では何が課題なのか。

[事務局]

ケアプランについては個々の状況等があり、一概には言えないが、例えば、本人の能力として自分でできる部分も含めて、サービス利用の必要性があるというプランを立てているケースも見受けられるため、そのような部分については、やりとりをしながら、自立支援の観点を持って対応していただくよう進めている。

[E 委員]

ケアマネジャーの職種は福祉職が多いのだろうか。

[事務局]

医療職の方、福祉職の方など様々である。

[E 委員]

どうしても高齢になると、様々な病気を複合的に持って、ケアプランを立てることも難しいと思う。ケアマネジャーさんには誇りを持ってやりがいを持ちながらやっていただきたいと思っている。どのような課題、傾向があるのかと思い、質問させてもらった。

[D 委員]

先ほど話が出ていた医療情報との突合・縦覧点検は、4万件ほど点検して、205件の不備があり、90万の返還があったとのことだが、その事業所にペナルティなどはないのか。

[事務局]

不正請求ではないかということだと思うが、その部分については、指導監査部門ともやり取りをしながら対応している。ただ、事業者を確認させていただく中では、不備はあってはならないことではあるが、やはり本当にうっかりミスであったり、請求を機械で上げるときに誤ったり、そのような場合がほとんどであるため、悪意を持って行っているということではないと思う。

[D 委員]

主要5事業が3事業に集約されることで、特に何か問題点はあるのか。

[事務局]

元々、旭川市においては主要5事業を全て実施しており、今後、給付費通知を廃止するが、他の4事業をしっかりと運用し、適正化の取組を充実させていくという考え方で、次期計画の取組を整理したいということである。

[会 長]

他になければ、審議事項第2号について事務局提案内容で了承したということ为宜しいか。

(一同了承)

<p>審議事項第 3 号</p>	<p>事務局から、審議事項第 3 号「介護サービス事業者負担軽減制度について」を資料に基づき説明。</p> <p>[会 長] 審議事項第 3 号について、意見、質問があれば発言いただきたい。</p> <p>[I 委員] 以前、ケアプラン作成が有料になるという話があったが、それはどうなるのか。</p> <p>[事務局] ケアプランの有料化については、厚生労働省の社会福祉審議会において審議中である。9 期計画の中でという話もあったが、結論が出ていない。</p> <p>[I 委員] 今のところは無料ということか。</p> <p>[事務局] 現時点では無料である。国の審議会の考え方としては、第 10 期計画の開始までに結論を得る方向で協議をしていく予定となっている。</p> <p>[会 長] 他になければ、審議事項第 3 号について事務局提案内容で了承したということで宜しいか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>審議事項第 4 号</p>	<p>事務局から、審議事項第 4 号「家族介護用品購入助成事業について」を資料に基づき説明。</p> <p>[会 長] 審議事項第 4 号について、意見、質問があれば発言いただきたい。</p> <p>[事務局] 今回の内容において、これまでとの一番の違いは財源である。国から給付分がなくなり、市と保険料で負担することとなる。その場合、保険料の上昇が見込まれるため、できれば保険料に頼るのではなく、介護給付費準備基金を充当し、事業を継続していくことについて御審議いただきたい。</p> <p>[会 長] 準備基金がなくなった場合はどうなるのか。</p> <p>[事務局] 現在は 30 億近くの基金残高があるため、9 期計画の 3 年間は問題ないと考えている。基金といっても、結局は 3 年間の保険料の見込みと実際の給付費等々の支出の剰余を全額積み立てるかたちとなるため、最終的には徴収した保険料を取り崩す形で被保険者に還元するという考え方になるかと思う。</p> <p>[G 委員] 月に 4,500 円以上使用した人には 4,500 円を払い、例えば、3,000 円しか使用しなかった人は 3,000 円になるのか。</p>

[事務局]

対象要件として、1か月に4,500円以上使用している方を対象にしているため、4,500円以下の場合には対象にはならない。

[G委員]

紙おむつの値段がわからないが、4,500円でどのくらい買えるのか。

[事務局]

メーカーや種類にもよるが、32枚入りで2,000円程度である。

[B委員]

他事業などは、割と費用負担を求める方向であるかと思うが、この事業においては、支給要件のところで、平成17年度までは非課税世帯のみが対象であったが、平成18年度からは課税要件廃止となっている。先ほど、準備基金がまだ数十億もあるから大丈夫だという話があったが、それもいずれどうなるかわからない状況の中で、どのタイミングでというか、おそらく準備基金が枯渇してきたら、どこかで要件を付ける必要が出てくるかと思う。市の限られた財源の有効活用を考えていく必要があると思うが、その辺りはどうなのか。この事業で3年間に6,000～7,000万円を使ってしまう計算になる。

[会長]

課税世帯は対象としない方法も考えられるということか。

[B委員]

どのタイミングかはわからないが、そのようなことを今後検討する必要があるではないかと考えている。

[事務局]

これまで地域包括ケアの推進において、在宅ケアをどのように進めるかという対策の一つとして、紙おむつを給付することで介護者のケアを促すことを目的として実施してきた。そこに課税世帯と非課税世帯の差はないと考えている。ただ、今後は財源の有効活用の視点は持っていく必要はあると考えている。

[C委員]

課税世帯のボーダーラインにある世帯は、ギリギリの生活をしている世帯であり、負担が大きい。課税・非課税で線引きするのはわかりやすいが、そこで一律で分けてしまうのはどうかという思いはある。

[F委員]

財源がないのであれば、額を減らしたらどうなのか。

[事務局]

事業を検討する上ではそれも一つの方法と考える。対象者を減らすのか、額を減らすのか、そこは色々なシミュレーションをし、選択肢を考えていく必要がある。

[H委員]

この事業は家族支援だと思う。要介護2以上の方を在宅で看ている介護者の方への支援という見方である。家族であれば無償でいいのかというと、負担を感じている介護者の方がいる。「月4,500円しか私はもらってないのよ」という言い方をする介護者の方もいる。在宅で看ている家族の方への支援というのは、かたちは変わっても何かが必要なのかなと思う。

	<p>[事務局] 介護保険制度ができる前までは、市から奨励金や介護手当を出していたが、介護保険制度が始まり、個人で介護するのではなく、全体で支えようという考え方になったことをきっかけとしてやめたという経緯がある。</p> <p>[B委員] 市の介護給付費を抑えるということ考えたら、例えば、事業所をあまり活用しない方をこのようなかたちで支援して、そうすることで介護給付費が抑えられるということもあるかもしれない。</p> <p>[会長] 結論は出ないが、現在の助成内容はそのまま継続するというので、ただ、財源がなくなるのは見えていることであるため、対象要件などを今後も検討していただくということでよいだろうか。 他になければ、審議事項第3号について事務局提案内容で了承したということ为宜しいか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>その他 (閉会)</p>	<p>事務局から、令和5年度第4回の開催は10月末から11月初めに予定している旨を説明。</p> <p>[会長] 本日の分科会は、これをもって終了する。</p>